岬町告示第８３号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第５１条の２０の指定特定相談支援事業者及び児童福祉法第２４条の２８の指定障害児相談支援事業者として、指定した者は次のとおりである。

令和８年１０月３０日

岬町長　田　代　　堯

記

届出者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	事業所番号	指定年月日
株式会社きょうもいい日 泉南郡岬町淡輪1439番地の9	相談支援センターいい日 泉南郡岬町淡輪1439番地の9	特定相談支援	2731200263	令和８年１１月１日
株式会社きょうもいい日 泉南郡岬町淡輪1439番地の9	相談支援センターいい日 泉南郡岬町淡輪1439番地の9	障害児相談支援	2771200264	令和８年１１月１日